

○ 無線従事者規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集(平成26年9月17日発表)の結果

※ 提出者名の記載がないものは、個人から提出された意見です。

| No. | 提出された意見 | 総務省の考え方 |
|--------|--|--|
| 1 2 | 総務省の改正案を全面的に支持いたします。【同一意見 二件】 | 賛成の御意見として承ります。 |
| 3 | アマチュア無線の活性化になると思うので賛成です。 | |
| 4 | 無線従事者規則の一部を改正する省令案等に賛成します。 平成26年4月22日付報道資料「無線従事者養成課程の対象資格の拡大に関する意見募集(第二級アマチュア無線技士への対象拡大)」について当連盟が提出した賛成の意見書にも記しましたように、アマチュア無線は、金銭上の利益のためでなく、専ら個人的な無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究のためにおこなうものです。 このたびの省令案では、アマチュア無線技士の資格取得方法の選択肢を拡大するものであり、また、eラーニングによる講習が実施されれば、多忙な者でもアマチュア無線の上級資格である第二級アマチュア無線技士の取得に新たな道が開けるものであるもので、省令案を支持するものです。【一般社団法人日本アマチュア無線連盟】 | |
| 5 | 改正案に賛成します。 本件、第二級アマチュア無線技士の養成課程の早期の制度化と、今後、授業時間の短縮等受講者負担の一層の軽減をお願いします。 なお、無線従事者規則別表7号に掲げる無線従事者の資格を有する者については、その知識や技能等から、従前どおり、当該資格による無線通信に関する業務に従事した経歴は1年以上とすることが妥当と考えます。したがって、電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案の講師等の資格要件のうち、第二級アマチュア無線技士の資格の養成課程の場合(3)項については、無線従事者規則別表7号に掲げる無線従事者の資格を有する者であるため不要と思われる。【一般財団法人日本アマチュア無線振興協会】 | 賛成の御意見として承ります。 講師要件としては、第一級アマチュア無線技士の有する知識等から無線従事者規則別表第7号に規定されている他の資格の養成課程の講師と同様に1年とすることが妥当と考えるため、御指摘のとおり修正します。 |
| 6 | 改正原案に賛成する。 1: 授業時間数については、難易度が近接している一陸特、航空通、四海通と比べると適正なものである。 2: 修了試験問題数および試験時間は、難易度が近接している各資格の修了試験および国家試験と比べて適正である。 3: 電波関係審査基準に定める講師要件として「第一級アマチュア無線技士」が講師になる際の「一アマを免許根拠として開設後三年以上の経験」は、三、四アマの講師要件の「一年以上」に対して、二アマの難易度を踏まえれば適切である。 | したがって、電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案の講師等の資格要件のうち、第二級アマチュア無線技士の資格の養成課程の場合(3)項については削除します。 |
| 7 | 先の養成課程講習会対象資格拡大の方針に関する意見募集の反対意見にあった懸案事項について、相応の苦勞、お金を払えばもらえると言った類の意見に関して、無線工学35時間以上、法規27時間以上の時間数はそれに十分対応されており、資格取得に必要な知識を養成する時間数としても適切な時間数と考える。 マナー、モラルの低下という点に関しても、逆に講習会の場合は現在アマチュア無線を運用している人が講師となる点からも、そういった教育も同時に出来るものと期待される。これは基本的に独学で行う国家資格試験ではできないものであり、経験のある無線家が教える養成課程講習会だからこそ出来るもので、こういった懸念は払しょくできるものとする。 講師の要件に関して、第二級アマチュア無線技士の講師に必要な知識、経験を十分に備えられている人材を最低要件としている点を概ね反映されているものとする。 養成課程の実施要項及び修了試験内容に関して、第二級アマチュア無線技士の資格取得に必要な知識を十分に対応されているものとする。 上記のことから、これらの改正案に賛成する。 | |

| No. | 提出された意見 | 総務省の考え方 |
|-----|--|---|
| 8 | <p>出来ましたら、養成課程の講習会方式でどこかの会場に受講者が集まって行う、第三級短縮コースの様な方法で行い、受講条件は第三級の免許保持者に限定して、1日か2日程度での講習で行って頂ければ、受講者が増えるのは間違いがない事と思います。</p> <p>その根拠は、モールスの実技試験が無くなり試験問題に含まれる方法に変わり、その事が起因して、第三級の免許保持者が増えているのでは無いでしょうか。</p> <p>第三級になっても、少しの送信出力が増える事とステータスとしての免許保持者になることが、第三級短縮コースの受講者が増えた事と私、一個人の感じている事です。同じ様な第三級短縮コースの様な方法で行われれば、送信出力が現在販売されているアマチュア無線機を改造無しで使える事と、一番メリットはSSBをメインに運用している者からすると14Mhzで運用できるのが大きなメリットとステータスになると、思いましたので、是非とも講習会方式で、1日又は2日程度の講習で、最終試験に合格すれば、第二級の免許が取ればベストと考えます。</p> <p>現行法では、第一級は、送信出力を1KW等にして、落成検査をパスしなければ出来ませんので、そこまでの送信出力を望まなければ、第二級で十分ですので、ステータスとして第一級を必要としなければ、第二級で十分な最上級な免許の様に感じている人は多いのでは無いでしょうか。</p> <p>是非とも、可能最短で第二級免許の養成課程講習会の開催を切に希望致します。</p> <p>これは余談ですが、ALLJAコンテストに参加していると、10Wと言いながら、1KW局と同じSメーターレベルで聞こえる局が散見されますし、50Wにパワーダウンする改造をしないと第三級の局免許申請が出来ませんので、それだけオーバーパワーで運用している局が多いのは紛れもない事実だと思いますので、その観点からみても、正式に100W以上の現在販売されている無線を改造無しで正式に使える事にもなりますので、是非とも第2級の養成課程講習会で、免許を取れるように早急に法律改正お願い致します。</p> <p>バイク(大型の自動二輪の免許が自動車教習所で所得可能になった事で、大型免許の資格所有者が激増した事実が分かり易い例だと思います。)</p> | <p>賛成の御意見として承ります。</p> <p>なお、既に第三級アマチュア無線技士等の資格を有している場合は、授業時間の軽減がありますので、資格を有しない方が養成課程を受講して取得する場合よりも講習期間は短縮されると考えます。</p> |
| 9 | <p>第2級アマチュア無線技士の養成講習会での取得は賛成です。eラーニングも良いと思います。特に趣味での利用ですので、推進していただきたいと思えます。ただ無線従事者試験全般に思うのですが、法規については、無線電信の内容を除けば、かなり下位資格でない限りほぼ内容が共通ですので、ある資格が有れば免除されてよいのではないのでしょうか。</p> <p>例えば3級アマ取得者であれば、法規を免除すれば、更に取得し易いと思えます。また講習時間も短くなります。現在特殊無線技士にはアマチュアの利用の特権が有りませんが2級陸・海上特殊無線技士以上から法規免除されても良いのではないのでしょうか。従免取得者であれば十分、法規を理解しているということで従免発給しているのですから、是非合わせて法改正してください</p> | |
| 10 | <p>無線従事者規則(平成2年郵政省令第18号)の一部を改正する省令案(別添1)</p> <p>国家試験に加えて講習会でも2級アマチュア無線技士の資格が取れることは、良いことだと思います。</p> <p>その実施に当たっては、特定の団体のみ利益とならないよう、慎重に対応していただきますようお願い申し上げます。</p> | <p>賛成の御意見として承ります。</p> <p>なお、一定の要件を満たせば、営利法人等でも認定を受けて養成課程を実施できます。</p> |
| 11 | <p>「興味はあるけど無線工学などが難しい」という意欲のある方々に、養成課程を通して学んで欲しいと思えます。</p> <p>ただし、ニアマが取りやすくなると、アアマとの垣根の問題が出てくると思えます。私はアアマですが、実際、アアマとニアマの違いは全くありません。ご存知だと思いますが、出力に関して、アアマでも多くの方が50~200Wです。実用的に見て、ニアマを取ってしまえばアアマを取る必要性は全くないと思えます。</p> <p>そこで「出力以外で、アアマでなければ出来ない」ということを何かひとつ、作って欲しいと思えます。例えば、「アアマでしか利用できない周波数」、「スマホなどを利用した、アアマしか利用できない、これまでとは違う通信」など。このアアマの特典がないと、ほとんどの人がニアマで止まってしまうと思えます。</p> | <p>賛成の御意見として承ります。</p> <p>第一級アマチュア無線技士の特典については、本件意見募集の範囲ではないため、御要望として承ります。</p> |
| 12 | <p>まず、誰でも取得そして離島や遠隔地の方なども講習できる機会があるということは大いに賛成です。しかし、eラーニングであったり今現在の講習会での修了試験では公平性に欠ける面もあるような話も耳にしており、上位資格であるからその公平性が担保されることを望みます。</p> <p>講習時間などは検討材料などもあると思えますが、ぜひ「資格を金で買う」的な講習になってもらわないことを切に要望いたします。</p> <p>余談ですが今後は、今現在養成課程を実施していない無線従事者資格においても、資格取得しやすくなるよう、さまざまな機会での資格取得に向けた講習会などが実施されるなどの環境整備を望みます。</p> | <p>賛成の御意見として承ります。</p> <p>講習会に関する御意見については、No.13からNo.29の考え方のとおりですので、御参照願います。</p> |
| 13 | <p>従来から行われている第三級および第四級アマチュア無線技士養成講習会では、事前に講師や講習会運営者が修了試験の答えを教える等の行為が横行しています。</p> <p>これでは受講者の理解度が不十分なまま免許を受け取り不適切な運用を行う者が後を絶ちません。</p> <p>この状況がハイパワーで国際通信が可能な第二級アマチュア無線技士にて行われると諸外国に混信や妨害を頻発させ国際的な問題が発生します。(既に発生していますが…)。修了試験はCBTに限定し理解度の確保を最優先してください。</p> | <p>【養成課程の運営】</p> <p>養成課程は、学校と同様に授業内容から修了試験問題が出題されます。特に、第三級及び第四級アマチュア無線技士の資格は、2~3日の授業で取得できる資格であり難易度が低く、無線従事者として求められる必要かつ基本的な知識について重点的に授業を行っていることから、修了試験が類似の問題になりやすく、修了試験の問題を教えているとの誤解が生じ</p> |
| 14 | <p>以前横行したアマチュア無線技士養成講習会での修了試験の不正合格はいまだ抜本的な対策が取られていません。第2級アマチュア無線技士養成講習会の修了試験はCBTのみとして厳格な実施をしてください。第3級および第4級アマチュア無線技士の養成課程については、すそ野を広げる必要もあると思えますので従来通りが良いと考えます。</p> | |

| No. | 提出された意見 | 総務省の考え方 |
|-----|--|---|
| 15 | <p>私が第三級アマチュア無線技士養成講習会を受講したときには、受講票と一緒に修了試験の問題と回答が送られてきて、実質的な講習はありませんでした。 平成20年1月の講習会での現実です。 第二級アマチュア無線技士養成講習会についてはe-ラーニングとは言えど高額な受講料金になるのでしょうかからしっかりと教育し修了試験はCBTのみで実施して確実に教育の結果を確かめるように改めてください。</p> | <p>ているのではないかと考えられますが、総務省としては、養成課程は告示に基づき厳格かつ公正に実施されていると考えております。 また、総務省では随時、実地調査を実施しており、引き続き厳格かつ公正に養成課程が実施されるよう努めて参ります。</p> |
| 16 | <p>講習会で受験機会が増える事は良い事だと思っています。 しかし講師のレベルアップを行いきちんとした講習会を運営してもらえることを期待します。平成20年の1月の3アマ講習会は明らかに不適切な運営でしたので今後2アマ講習会ではこのような事が無いようにしてください。 対策として修了試験についてはCBTに限るのが適切です。 不適切な部分 講師が無線工学・法規を理解していない。 修了試験で出題される問題が受講票と同封されて先に郵送されて答えは事前に暗記するようにとの書かれていた。 実質にも役立つ講習が無いのでこれでは上級アマの国試を受験するためになにも役立たなかった。 1アマの国試に向けての予備知識としての側面もあるので教育はしっかりお願いします。 良かった部分 県外では無く地元で受験できるのはありがたい</p> | <p>なお、認定基準に適合しないことが判明した場合等につきましては、無線従事者規則の規定に基づき厳正に対処して参ります。</p> <p>【修了試験をCBTに限定】 厳格かつ公正な修了試験が実施されることが確保されれば、集合型であっても、CBTであっても、理解度の確認に支障はないと考えます。 また、CBTの採用については、コスト等の面があり、認定施設者の選択による考えます。</p> |
| 17 | <p>受験機会の増加には賛成ですが、修了試験の方法を再検討してください。 私が以前受けた養成講習会では修了試験の答えをそのまま教える講習会でした。 理論や倫理について説明は皆無で講師のQSLカード自慢の話しかありませんでした。 このような不適切な環境を未来を担う若者には恥かしくて見せられません。 e-ラーニングにてきちんと教育し、CBTにて結果を確認するようにして金で資格を買うと一般に言われている状況を抜け出さないと日本に未来はありません。</p> | <p>なお、国家試験へのCBTの導入については、本件意見募集の範囲ではなく、今後の業務の参考として承ります。</p> |
| 18 | <p>従来から不正が何度も発覚している現在の3級・4級の養成講習会をそのまま2級に引きずらないように運用の改善をお願いします。 修了試験の問題と答えをそのまま教える(その他教育はしない)現状の講習会からの脱却をしてください。第2級アマチュア無線技士の扱う電力の場合小さなアンテナでも容易に諸外国へ伝搬し国際問題になります。 修了試験はCBTでランダムに出題等で恒久的な対策を実施してください。</p> | |
| 19 | <p>提出意見： 第二級アマチュア無線技士の養成講習会を実施にあたり不正防止のために修了試験はCBTのみで実施するようにしてください。 理由 以前アマチュア無線の免許を取得するために講習会を受講しましたが、受講票と共に修了試験に出題される問題と答えが送られてきて問題の答えのみ丸暗記するように申し書きがしてありました。 実際の講習会で講師は自慢話やQSLカードの説明だけで修了試験に関する講義は皆無でした。 私は回答を先にもらい丸暗記するために講習会を受けたものではありません。 国家試験会場まで行く交通費等より安いから講習会を受講したのです。 何も意味の無い話を聞くために講習会費用を支払ったのでは無いですから、再発防止として修了試験はCBTのみでお願いします。 若しくは国家試験をCBTにして受験機会を増やしてもらった方がより望ましいです。</p> | |
| 20 | <p>第二級アマチュア無線技士の養成講習会はCBTによる修了試験にしてください 理由 計算問題もきちんと計算できるようになっていることを確認してください。 第三級アマチュア無線技士の養成課程を修了した者であってもオームの法則や電力の計算、実行値の意味を理解していない者が多すぎます。 これが理解できないレベルですときちんとした技術的指導も不可能です。 個々の技量は正確に判定するようにお願いします。</p> | |
| 21 | <p>第二級アマチュア無線技士の養成講習会では、不正な修了試験が行われないようにCBTによる修了試験だけにしてください。 養成講習会では講習会開始前に修了試験の問題と答えを配布しています。このような不正行為が行われないようにCBTによる修了試験のみで行うようにしてください。</p> | |

| No. | 提出された意見 | 総務省の考え方 |
|-----|---|---------|
| 22 | <p>従来行われている第三級、第四級アマチュア無線技士の養成課程では講習会が開始される前に修了試験の問題と回答が配布されていますがこの方法を継続すると講習内容を理解せずに修了試験を合格してしまうので改善をお願いします。</p> <p>第二級アマチュア無線技士の養成講習会についてはCBTのみで実施してください。</p> <p>養成講習会が修了試験の開始前に修了試験問題が受講者の手元に届かないような再発防止を徹底してください。</p> <p>同じ問題を解答番号のみ変更することも辞めてください。</p> | |
| 23 | <p>現在の行われている第三級および第四級アマチュア無線技士養成講習会は不正がひどすぎます。私が受講した4アマ講習会ではきちんと説明できないで雑談だけで全て終わる講師で主に公務員を対象とした養成講習会でした。</p> <p>また、講習会をとりしきっている人物が、修了試験前に出題される問題と答えを発表していました、確かに修了試験の問題は事前に教えてもらった問題と同一です。</p> <p>単純に答えだけ覚えただけでは非常通信なんてできません。</p> <p>公務員もぐるになって金集めの道具になっている講習会ならば不要です。</p> <p>受験機会を増やすのが目的であれば国家試験をCBTすべきです。</p> <p>2アマの講習会は現在の不正な講習会と修了試験の運用を見直した後にしてください。2アマの修了試験については受講者の理解度を確実に判断するために出題はCBTでランダムに多数の問題から出題されるようにして、不正の温床となっている筆記式試験は不可としてください。</p> | |
| 24 | <p>今回の改正は免許を取得する機会を増加させるのが目的と書かれていましたが、機会を増加させるのであれば養成講習会を新たに開始するのではなく国家試験をCBTとしてもらいたいです。</p> <p>第三級アマチュア無線技士の養成講習会を受講しましたが、不親切な解説だけで何も理解できずに、最終的に先に配布された回答通り記載して修了試験に合格したのが現実です。</p> <p>修了試験の問題と答えが判っているのにe-ラーニングや集合の講習を受ける意味が判りません。</p> <p>しっかり管理できないならば国家試験をCBTにする方法にしてください。</p> <p>費用的にもその方が受験する者にとってメリットがはるかに大きいです。</p> | |
| 25 | <p>現在行われている第3級、第4級アマチュア無線技士養成講習会では修了試験と同じ問題を講習で使用しているのが計算が必要な問題でも答えを丸暗記して修了試験で解答するように講師が説明している。</p> <p>これでは講習で問題の意味を理解したとは言えないのでは無いでしょうか？</p> <p>下記の改善をお願いします。</p> <p>しっかりと講習ができる講師の選定(資格だけでは無く何らかの試験で選別)修了試験の問題は修了試験が開始されるまで誰の手にも渡らないようにする(具体的にはすべてCBTが良いと考えます)</p> <p>前回のパブコメで第2級アマチュア無線技士を増やすのが目的では無いと記載されたのですから技量の最低条件は下級より厳しくても問題は無いと考えます。</p> | |
| 26 | <p>第2級アマチュア無線技士養成講習会について意見します</p> <p>講習会の修了試験が開始されるまで講習会関係者および受講者に修了試験の問題が漏れないようにしてください。</p> <p>従来の第3級アマチュア無線技士養成講習会では修了試験開始前に修了試験の問題と解答を配布し、答えのみ覚えるように講師が説明しています。</p> <p>このような教育方法では法規についても理解せずに違法運用者が多発する遠因となっています。法規、工学を問わずしっかりと無線従事者としての教育が確認できるような体制を確立してください。修了試験についてはCBTに限定する等の対策は不可欠です。</p> <p>また、上記のように修了試験開始前に問題を漏らした者に対する罰則および違法運用者に対する罰則も厳しくしてください。</p> <p>第2級アマチュア無線技士試験の受験機会を増やすのが目的と聞いていますが、講習会では無く、単純に国家試験をCBT形式にて実施して欲しいです。</p> <p>試験の日程および会場が限定されているので現在の国家試験は受験しづらいです。</p> | |
| 27 | <p>従来から行われているアマチュア無線の講習会では修了試験を開始する前に修了試験の問題と解答そのものだけを受講者に教えているので本来の習熟度の確認である修了試験がおろそかになっています。第二級アマチュア無線技士の養成講習会においては修了試験をCBTにする若しくは修了試験開始前に修了試験の問題が受講者に伝わらないようにすると共に修了試験に出題される問題を漏らした者に対する罰則も明確に規定してください。</p> | |
| 28 | <p>現在実施されている第三級及び第四級アマチュア無線技士養成講習会ではこういった経緯なのかは不明ですが、修了試験が開始される前に修了試験で出題される問題が受講者に明示されているこのような状況では理解の度合いを正確に把握することは不可能です。修了試験はCBTのみとしてしっかりとした体制を再構築してください。</p> | |

| No. | 提出された意見 | 総務省の考え方 |
|-----|--|---|
| 29 | <p>第三級および第四級アマチュア無線技士のような形態での養成講習会は反対です。 e-ラーニングとGBTだけで養成講習会を実施してください。</p> <p>反対の理由 講師が理論の説明ができないで機械的に答えを覚えろと発言している 無線工学の計算式の結果を覚えさせるのが講習会ではないと考えています。 計算式の意味を教えるのが講習会です、是正できないならば修了試験はGBTのみで確実に理解度を把握してください。</p> | |
| 30 | <p>1. 意見 e-ラーニング制度においては成りすまし受講や受験が行われる可能性が、e-ラーニングによらない養成課程と比較して大です。ゆえに第二級アマチュア無線技士(以下ニアマと記す)の資格で送信電力200W出力の無線局を無線工学の適切な知識無しで運用される可能性があるため。(上限20%を考慮に入れると240W最大出力の可能性あり。) その時、近隣住民が電波障害により多大な迷惑を被る可能性が大きく、アマチュア無線全体に与える社会からの悪影響が大のため。 それを防ぐために、e-ラーニング制度においては成りすまし受講や受験が行われた時の罰則(刑罰(禁固及び罰金や科料等))を関係する法または規則に追加する事。(下記参照) そのようにニアマe-ラーニング制度における罰則を追加し、これらの不正の抑止力となる対策を行う事を意見致します。</p> <p>2. 追加項目 e-ラーニング制度においては成りすまし受講や受験が行われる可能性が、e-ラーニングによらない養成課程と比較して大のため、成りすましが起きた時の罰則(刑罰(禁固及び罰金や科料等))を関係する法または規則に追加する事。(下記参照)</p> <p>2-1. 成りすましをされた受講者 成りすましをされた受講者の罰則は次の通りです。 2-1-1. e-ラーニング養成課程受講及びその終了の無効(10年間溯って) 2-1-2. 電波法(以下法と記す)第七十九条第一項第一号又は第二号の適用。 2-1-3. 法第百十条の適用。(受講者が成りすましを知っていた場合のみ。) 2-1-4. 法第四十二条の2年間の適用。</p> <p>2-2. 成りすました者 成りすましを行い受講者の代わりにe-ラーニングの受講や受験した者の罰則は次の通りです。 2-2-1. 三年以下の懲役且つ百五十万円以下の罰金。 2-2-2. 所持しているすべての無線従事者免許証の取り消し。 2-2-3. 法第四十二条の2年間の適用。</p> <p>2-3. 成りすましを知っていて速やかに適切な処理を行わなかったe-ラーニング養成課程実施者(機関)の役員と職員 その役員と職員の罰則は次の通りです。 2-3-1. 法第三十九条の四の適用。</p> <p>3. その他 3-1. 上記2-1. と2-2. と2-3. の規定はe-ラーニングの特殊性を鑑み、日本国外においての受講にも適用する。 (もし法適用が日本国外の受講にできなければ、国外でのe-ラーニング受講を認めない事。)</p> | <p>養成課程の修了試験の受験時に本人確認を厳格に行うことで、なりすましに対応しております。 なお、なりすましの行為については、刑法の有印私文書偽造及び同行使の罪に問われることがあり、その場合には電波法第79条第1項の規定に基づき免許を取り消されることがあります。このように、既存の法令によって対応できることから、罰則の追加は不要と考えます。</p> |

| No. | 提出された意見 | 総務省の考え方 |
|-----|--|--|
| 31 | <p>第二級アマチュア無線技士養成課程講習会 授業時間 無線工学35時間 法規27時間 授業時間の軽減基準、講師等の資格要件に関して 第二級アマチュア無線技士養成課程で講師がすぐ上の資格である第一級アマチュア無線技士で可能なのは、納得できません。2階級以上上位の資格者が、講師にあたるべきですし一部例外は、ありましたが、従来、3アマ4アマ講習会の講師は、1アマ取得者だったはずで、4アマの講習会に第3級アマチュア無線技士を講師にしますか？ さらに実務経験アマチュア業務3年とは、何でしょうか。 現在は、業務日誌の備え付けの義務がなくなりましたので、実際の運用実績は、何も証明出来ません。単に3年間局免許を受けていた証明にしかありません。アメリカなどと違い日本は、下位資格から順次取得しなくてもいきなり1アマ取得も可能です。たかだか3年講師たる資質が身に付くのでしょうか？ 私は、1アマの講師に反対ですが、最低でも局免許有効期限満了の5年以上は必要ではないでしょうか。講師不足を心配してのことなのかも知れませんが、こういう総務省の姿勢が、資格取得者でありながら電波の使用区別違反や呼出符号の送出不い運用など電波法を守ることすら出来ない者を量産する現在の講習会。質の著しい低下を招きこの事が先のパブリックコメントの2級講習会への反対意見の多さに反映されているのでは、ありませんか？講習時間が今より遥かに長かった頃、紳士協定だったバンドプランもコールサインの送出不い運用は、皆無でした。資格取得が、容易になると同時に違法運用も増えました。700億円も電波利用料を集めながらその第一目的である不法違法無線局対策で同一人物が連日同じ周波数で違法運用を一日中行い、何度も80条報告を提出しても解決まで何年もかかるようでは、アマチュア無線の周波数帯の秩序は、どう守ればいいのか。現在80条報告の80～90%は、アマチュア局からと聞いています。それだけ法令違反の運用者がアマチュアバンドに集中しているということです。設備は、有っても総務省に人力的に取り締まる能力が低く、JARLを含めアマチュアに自浄能力がない以上免許取得時にしっかり教育を行い、法を守る者を育成するしかないのではないでしょうか。まして空中線電力200Wは、周辺の電子機器に重大な混信妨害を与えかねない電力です。住宅密集地では、空中線電力100W以上で何らかの障害が、周辺宅に数件発生するのが普通です。これらを免許人として自力解決する能力が求められます。その意味で授業時間 無線工学35時間 法規27時間は、あまりにも短いと言わざるを得ません。2アマ講習は、受講資格に3アマ所持を条件とし、法令順守と電波の防護指針、インターフェアー対策など実際の運用に必要な知識の講習内容に重点を置くべきです。また総務省には、電波法に抵触する運用者には、厳しく対応して頂きたいものです。2人乗りの自転車が、警察官の前を通過した際、なにも注意されなければ、それは、認められたことになってしまいます。今のアマチュアバンド特に平日の144MHz帯430MHz帯FMは、そんな状態です。今までの総務省の怠慢行政を指摘したいと思います。2アマ講習会によって14MHzにも、違法運用者が増加しないか心配です。 パブリックコメントに関して 前回の2アマ講習会のパブリックコメントで、数多くの意見が寄せられたようですので類似意見ごとに要約して発表されることは、致し方ないのかもしれませんが、全文もそこからリンクを貼って公表しないと趣旨が違って伝わってしまいます。私も意見を提出しましたが、細切れにされた意見では、言いたかったことが、ずいぶん雰囲気異なっていました。総務省は、例え反対意見が多くても2アマ講習会を実施したいようですので、あの発表では、意図的に反対意見を弱めることも可能になってしまいます。 ネット発表ですから何ページでも問題有りません。全文発表は、絶対に必要です。 また、反対意見の大半が対応可能であると判断とありましたが、総務省の考え方は、前回の結果発表でお聞きしましたが、具体的に法改正にどう反映されたのか、その対応内容が、全く分かりません。</p> | <p>【講師等の資格要件】 アマチュア無線技士の最上位の資格が第一級アマチュア無線技士であることから、同資格取得者を講師とすることが適当と考えます。 また、講師に必要な経歴を3年以上としていましたが、第一級アマチュア無線技士が有する知識、技能から無線従事者規則別表第7号に規定されている他の資格の養成課程の講師と同様に従前どおり1年とすることが適当と考えるため、他に提出された意見を踏まえ修正します。</p> <p>【違法運用について】 電波法第80条に基づく報告等、頂いた情報をもとに、不法・違法無線局の運用の事実が確認された場合は、違反運用者に対して注意喚起・指導等を行っています。また、例えば不法・違法に運用されている無線局に対しては、規正用無線局から直接「警告・注意」を行うことにより、電波の発射を停止することや正しいルールに基づいた無線局の運用の指導等をしており、引き続き、不法無線局開設者の告発、違反無線局等の行政処分等により電波利用環境の確保に努めて参ります。頂いた御意見は、今後の電波監視を推進する上で参考とさせていただきます。</p> <p>【授業時間について】 電波障害等を考慮すると授業時間が短いとの御意見については、他に提出された御意見も踏まえ、電波防護指針と相互に関連する整合の授業の程度を「A: 重点的」とすることにより、適切に電波障害防止対策等の知識が修得できるよう修正しました。</p> <p>【受講要件】 国家試験において運用実績を受験要件としていないにもかかわらず、養成課程についての運用実績等を受講要件とする合理的な理由がないため、特段の受講要件は不要と考えます。</p> |
| 32 | <p>別添1(無線従事者規則の一部改正) 授業時間:資格の水準に見合った適切な授業時間であると判断します。 講師が有すべき資格:適切なものと判断します。 別添2(無線従事者の養成課程の終了の際に行う試験の実施を定める件の一部改正) 試験問題数:無線工学、法規とも総数が少ないように思います。 国家試験に準じ、無線工学を2時間で25問、法規を2時間半で30問とするのがより適切と考えます。 理由:操作の範囲が3アマに比べ格段に広いと認められるため。 別添5(無線従事者養成課程の実施要領を定める件の一部改正) 授業の可否及び程度:「無線工学→整合は水準B」とありますが、水準Aが適切と考えます。 理由:整合不良による電波障害を未然に防ぐには、知識を重点的に教習する必要があると認められるため。 別添6(電波法関係審査基準の一部改正) 他の授業時間によることを適当と認める場合:規制緩和に賛成します。 授業時間の軽減の基準:適切なものと判断します。</p> | <p>【国家試験と養成課程の修了試験】 国家試験と養成課程とは異なる制度であり必ずしも統一する必要はなく、養成課程の授業については告示により授業内容ごとに要否及び程度を定めており、修了試験については告示により授業内容ごとに試験数を決めているため、対象資格に必要な知識の理解度を確保するには十分と考えます。</p> <p>【授業の可否及び程度】 御意見を踏まえ、「A」に修正します。</p> |

| No. | 提出された意見 | 総務省の考え方 |
|-----|---|--|
| 33 | <p>●2アマの講習に一定の受講要件を課すことについて、国家試験で運用実績を受験要件としていないのかかわらず、講習会で受講要件を課す合理的理由がないため特段の受講要件は不要と考えます。</p> <p>→同じく講習で取得できるアマ以外の上級資格等についても、国家試験では運用実績等の受験要件は課していません。しかし、当該講習の受講要件では、下位資格での運用経験5～7年程度を課しています。(法33条)。アマ上級資格である2アマについても取り扱う電力等がこれらのアマ以外の上級資格等と同等程度であることから、これらと同様に2アマの受講要件に3アマで3年程度、4アマで5年程度の運用実績の受講要件を課すことが適当と考えます。(これに伴い従事者規則第33条に2アマ追加)併せて、2アマの講師の要件についても、講師の具体的な運用経験が講義へ反映効果も大きく、アマ以外の上級資格等の講習の講師の要件(法34条別表第十号)と同様、アマ上級資格である2アマの講師の要件についても、1アマ(1, 2総含む)取得後5年程度の運用実績を課すことが適当と考えます。(法34条別表第十号へ2アマ追加)</p> <p>●総務省の考え方中で何度も講習の終了試験に合格した者の知識等は国家試験合格者と同等です、また終了試験も厳正に、かつ、監督もきちっと行っていると記述されています。</p> <p>→いうまでもなく制度設計上当然のことです。しかし、規定上国家試験合格者と同等としていてもレベル的に全く同じということの意味するものではなく、制度と現状の乖離は今回の意見募集以外の分野で日常的に存在することです。したがって、終了試験及び監督が厳正に行われていることを以て国家試験と講習のレベルと同じとするには若干無理があります。そもそも国家試験は省令に定められた広い出題範囲の中から何が出題されるか予想がつかないため、広い出題範囲全般についてくまなく学習しなければなりません。試験問題数も講習よりも多く試験時間も長いです。一方、講習では講師の講義範囲内からしか出題せず、講義中に終了試験問題を教えても、終了試験においてカンニング等不正行為がなく厳正に行われれば不正行為とならない現状のシステムは、少なくとも2アマに講習を導入するに当たって、国家試験との均衡上、改善の必要があります。具体的には、講義中に終了試験問題を教えることを禁止するとともに、終了試験問題の出題範囲は少なくとも国家試験と同じく省令に定められた広い出題範囲と問題数、時間配分するなどの改善が必要です。</p> <p>現状のシステムは、国家試験と講習の合格率の乖離が極めて大きいことがこれらを裏付けています。2アマの講習がレベル的に国家試験と同じというのであれば、現行のような100%近くの合格率の終了試験ではなく、上述のように国家試験との合格率と同等程度となるよう、講習会の運営方法や試験問題の出題範囲、問題数、試験時間等を国家試験と同等となるよう是正して頂きたい。併せて2アマ講習実施に併せ、国家試験との均衡上、国家試験の試験問題の出題に当たっても、電波防護指針について、防護基準レベルとの適合性の計算方法や電波障害への対応、空中線系や高圧電気等人体や物件への安全性(法第33条、施則第21条の3関連)について十分反映できるよう、措置が必要と考えます。</p> <p>●別添1関係 無線従事者規則 別表六号の改正案(授業科目と授業時間)で2アマの無線工学が35時間以上、法規が27時間以上とされていますが、今回追加された電波防護指針についての防護基準レベルとの適合性の計算方法や、評価方法、扱う電力が4アマに比べ20倍と極めて大きくなることに伴い増加が予想される電波障害への対応、空中線系や高圧電気等人体や物件への安全性(法第33条、施則第21条の3関連)について十分反映できるよう、無線工学が40時間以上、法規が32時間以上(それぞれ5時間程度追加)とされるのが適当と考えます。</p> <p>●別添2関係 告示の一部を改正する案(講習の修了試験の実施)について、試験問題数と試験時間が、無線工学が20問・1時間30分、法規が10問・1時間となっていますが、講習が国家試験と同じレベルというのであれば、国家試験で問うのと同様、無線工学が25問・2時間、法規が30問・2時間30分とするのが適当と考えます。そして、無線工学の増加分5問は、今回追加された電波防護指針についての基準との適合性計算方法や、評価方法、扱う電力が4アマに比べ20倍と極めて大きくなることに伴う、特に都市部で増加が予想される電波障害への対応、空中線系や高圧電気等人体や物件への安全性(法第33条、施則第21条の3関連)を問う内容とされたい。同様に法規の増加分 20問は国家試験の設問配分と整合性を取っていただきたい。</p> | <p>【受講要件を課すこと】 業務経歴を規定している無線従事者規則第33条第1項の規定は認定講習課程制度についてのものであり、養成課程制度と異なる制度です。</p> <p>【講義中に修了試験問題を教えるとの意見】 告示によって「試験は、厳格かつ公正に実施しなければならない。」と規定され、また「修了試験問題は、作成から試験実施までの間、適切に管理されるものであること」を審査基準としており、どの問題が出題されるかを教えることはないと考えます。</p> <p>【国家試験と養成課程の修了試験】 国家試験と養成課程とは異なる制度であり必ずしも統一する必要はなく、養成課程の授業については告示により授業内容ごとに要否及び程度を定めており、修了試験については告示により授業内容ごとに問題数を決めているため、対象資格に必要な知識の理解度を確認するには十分と考えます。</p> <p>【国家試験と養成課程の修了試験の合格率が異なること】 国家試験の受験者は、一般的に独学によって受験勉強をしているのに対して、養成課程では、学校と同じように、一定の資格要件を備えた講師の指導の下に、一定期間中に一定の方向付けの下に必要な知識を習得することが可能であるため、結果的に両者の合格率に差が生じているものと考えられます。</p> <p>【授業時間数を追加との意見】 他に提出された御意見も踏まえ、電波防護指針と相互に関連する整合の授業の程度を「A:重点的」とすることにより、適切に電波障害防止対策等の知識が修得できるよう修正しました。</p> |

| No. | 提出された意見 | 総務省の考え方 |
|-----|---|---------|
| 34 | <p>講習で取得が可能な資格中、2アマに拡大することについて先の意見募集結果、賛成意見が88件、反対意見が103件、その他の意見が25件と圧倒的に多い反対意見がある中で、総務省がこれらの反対を押し切って「反対意見の大半については対応が可能である」として省令改正案を実施するのであれば、下記の意見を踏まえて対応して頂くようお願いいたします。</p> <p>(アマチュア局に対する規制緩和の考え方について)</p> <p>社会経済活動を営む上で可能な限り規制緩和が必要な業務局と違ってアマチュア局は趣味として楽しむ分野であるという本質的な違いがあり、必ずしも規制緩和に馴染まず、下級資格も上級資格でも同じように誰でも容易に取得可能であればその魅力も薄れてしまいます。スポーツ競技一般に見られるように下級は誰でも入門可能とし、熟達度に応じハードルを設ける、これはどの分野であれ趣味の世界だからこそ成り立つものです。一方、業務上級資格等も国家試験のほかに講習でも取得可能である現状から見れば今回2アマを追加することは他の講習対象資格との均衡上やむを得ないものと思われませんが、以下に述べるように、無条件で2アマの受講資格を与えるのではなく、業務上級資格等の受講資格と同様、2アマの受講資格についても、直近下級資格(相当資格含む)での一定の経験年数を必要とすることが適当である。なお、業務上級資格等の国家試験についても、受験の際に一定の経験年数を必要としていないのにかかわらず、講習受講資格については、一定の経験年数を必要としている。</p> <p>1 受講資格の設定</p> <p>下級資格(3, 4アマ)の場合は出力も小さく他の無線局への混信妨害等も少ないものと考えられることから、従来どおり誰でも容易に取得できてきような施策の継続が適当と思われます。一方、上級資格(1, 2アマ)の場合は、出力も大きく、今回意見募集対象の2アマであっても下級資格より著しく高出力となるため、これが誰でも簡単に取得できれば、他への混信妨害が増加することが予想される。またこれらの混信妨害の範囲の把握と各戸へ対する防止技術は豊富な知識と経験を有することから、2アマの受講資格に一定の経験年数を課することが適当である。これは、扱う電力が2アマ程度であって講習で取得できる上級業務資格においても国家試験の受験では経験件数を課していないのにもかかわらず、講習受講資格では一定の経験年数の受講要件を課している。</p> <p>2 講習授業と終了試験の実施方法の見直し。</p> <p>これまでの下級資格の講習では、講習と国家試験が同等といっても、現実に講習受講者のほぼ全員が終了試験に合格し誰でも容易に取得が可能となっている。(講習の現場では終了試験合格率が悪いと担当講師の評価につながる結果、やむなく全員合格させる傾向が強い。)いくら終了試験が厳正に実施されたとしても、現在の授業と終了試験の実施方法を抜本的に見直す必要がある。つまり、国家試験と同等とされているならば、終了試験は国家試験と同じ問題数と時間として整合性を図りつつ、国家試験と同様、出題範囲は従事者規則に規定された範囲を網羅するとともに、電波障害や、人体物件への安全、電波防護指針等追加された項目のため授業時間を今回改正案よりも10時間程度増やして、終了試験合格率と国家試験合格率とバランスを取る等の措置が適当である</p> | |

| No. | 提出された意見 | 総務省の考え方 |
|-----|--|---|
| 35 | <p>1 受講資格の設定</p> <p>現在三、四アマの講習では誰でも容易に取得が可能となっている、これを現状の制度のまま講習対象にニアマを追加した場合、操作可能な電力が一挙に数十倍に上がることから、極めて高いレベルの電磁波による人体や物件への妨害や危険性のほか、混信や妨害のリスクが高まることが考えられる。</p> <p>現在の省令改正案では、ニアマの受講資格に制限を設けていないことから省令改正案では全くの素人・初心者でも受講が可能である。しかし多くの諸外国では下級から上級へのステップアップが原則である。これは、下級から上級へ昇級するに伴い扱う電力が大きくなることに伴う運用技術や電波障害等の防止・対策・問題解決能力等無線局管理等に求められる能力がこれまでの運用経験が寄与することが多いことから、受講資格を課すことによってこれらを担保しているのである。</p> <p>先のパブコメ結果の総務省コメントとして、「国家試験受験で運用実績を課していないのにもかかわらず運用実績等を受講要件とする合理的理由がないため特段受講要件は不要と考えます」とし、国家試験準拠の考え方を示している。それなら講習のシラバスも終了試験もすべて国家試験と同一にすべきである。</p> <p>確かに、我が国のすべての無線従事者国家試験の受験に際し経験年数を課していない。それにもかかわらず、講習対象の業務資格の受講要件、講師の要件として、一定の運用経験を課している。これらの措置は、上記ステップアップと同じ趣旨と理解できる。したがって、電波の公平かつ能率的な利用の観点、取り扱う電力や求められる無線局の運用管理能力、これら業務資格の受講要件との均衡を考えたとき、併せてニアマを増やすことが目的ではないとの総務省見解に照らせば、これら業務資格同様にニアマに一定の運用実績を受講資格に課すことには合理的理由があり妥当である。</p> <p>また、これら無線局の運用・管理・電波障害対策等に必要な資質は、取り扱う電力等の物理的事象によるものが多い故、業務局・アマチュア局を問わず無線局共通のものである。したがって、省令改正に当たり、業務資格には引き続き受講要件に運用実績を課す必要があるが、ニアマの受講要件に運用実績は不要とニアマだけ例外扱いする合理的な理由は見当たらない。仮に例外を設けるなら、誰もが納得できる合理的理由をより具体的に明確にしなければならない。</p> <p>現実論として、全く実践的知識がない初心者がe-ラーニング等による耳・目学問だけでニアマを取得し開局して電磁波障害や防護指針にかかる人体・物件等への安全性等の問題に遭遇した場合、問題解決能力含め対応は事実上不可能である。業務局であれば組織的対応が可能など、アマチュア局はすべて個人対応が原則であること、またその素質に依存することに留意が必要である。</p> <p>2 終了試験とシラバスの抜本的見直し</p> <p>ニアマの講習導入に当たり、先のパブコメでも国家試験と同等と宣言されているのであれば、終了試験は、国家試験に準拠した出題範囲、問題数、試験時間とし、これに伴う終了試験の方法、講習の実施要領(シラバス)等を全面的に見直すとともに、終了試験の合格率を国家試験合格率と同等とする必要がある。</p> <p>なお、講習時間は、取り扱う電力が著しく大きくなるに伴う電磁波障害、電波防護指針、問題解決のための履修に必要なため、今回の改正案よりも無線工学15時間、法規10時間程度増やす必要がある。併せて、与えられた無線局の条件から防護指針の基準値とのシミュレーション・適合性の判定、RFからの人体・物件等への保護や安全性についてシラバスに追加する必要がある。</p> | |
| 36 | <p>最低限必要な知識がない者(サインコサインが分からない、LOGの計算も出来ないなど)が合格するようなことがないように希望します。試験で一定レベルに達していない場合は、自動車教習所のように補習制度を設けることを希望します。</p> | <p>養成課程の実施要領については、告示により国家試験に合格するために十分な知識及び能力を養うことを目標として規定されており、国家試験と同等です。</p> |
| 37 | <p>1. 別表第一号 無線工学1基本的事項(全資格共通)の養成課程別の授業の要否及び程度について、授業内容「整合」が第二級アマチュア無線技士は「B普通」を「A重点的」とすべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>第二級アマチュア無線技士は空中線電力200Wまでの脱線設備の操作ができる資格であり、近隣住宅などへの電波障害(ドアホン、テレホンなどを■■■(文字化けで判別できず)生させる可能性が高い。したがって、免許人はこれらを自ら解決できる能力が要求される。</p> <p>改正案の別表第一号 5アマチュア資格の授業内容「電波障害」では、授業内容区分は「基礎」であり、程度については「A重点的」となっているが、この授業内容を理解するためには先に示した全資格共通の「整合」について十分に理解していることが不可欠と考える。</p> | <p>御意見を踏まえ、「A」に修正します。</p> |

| No. | 提出された意見 | 総務省の考え方 |
|-----|---|--|
| 38 | <p>1 受講資格、講師の要件等 (1)無線従事者規則第33条第1項に、第二級アマチュア無線技士を加えること。 (理由) 2アマで操作可能な電力は、4アマに比べ約数十倍と極めて大きく、当然、他の無線局への混信妨害や近隣住民の放送聴視障害等が想定される。特に都市部では深刻な問題である。このため今回の省令改正案では、別添5の講習実施要領においても、TVI, BCI, アンプI及びそれらの対策並びに電波防護指針が設定されているところである。高出力の電磁場におけるこれらの調査、対策に当たっては、一定の専門的知識や経験を必要とし、これまでの無線局の運用・対策の実務経験に拠るところが大きい。これまでアマチュア局を開設し運用した経験がない者が当該講習に参加して机上またはeラーニング学習のみで終了試験に合格して2アマを取得しても実務を伴わなければ調査・対策等が極めて困難であることが明らかである。このことから、2アマ講習の受講要件として、直近下位の資格による一定の運用経験を課することが必要である。具体的には、3アマで5年、4アマで7年程度が適当である。 一方、操作が可能な電力が2アマと同等の2総通(陸上での操作:250W)においては、講習の受講要件として直近下位の資格である3総通での運用経験7年を課している。しかしながら、2総通の国家試験の受験に当たっては、経験年数は課していない。 したがって、これらの問題の発生や対策は業務局、アマチュア局と無関係に、高周波電力の強さ(操作電力)に起因するものであることから、2アマの受講資格についても一定の運用経験を課することが適当である。 (2)2アマの講師の要件についても、(1)同様、5年以上程度の経験年数を課するのが適当である。(無線従事者規則第33条別表第十号関連) (理由)(1)と同様の趣旨による。</p> <p>2 別添1関係 別表6の表中 (2アマ) 無線工学を三十五時間から四十五時間へ10時間追加すること。 法 規を二十七時間から三十二時間へ 5時間追加すること。 (理由)新たに追加されたTVI, BCI, アンプI及びそれらの対策並びに電波防護指針に対応するには、高周波電力の大きさに起因する障害等の発生メカニズムを理解し、これらの抑止・防止対策について学習するとともに、当該無線局が電波防護指針の基準を満足しているか否かの判定を行うための計算・評価方法や、無設備、空中線、給電線等からの高周波や高電圧による人体や物件への損傷の防止等の知識・技能を身に着ける必要がある。そのためには、最低10時間程度の追加が必要である。また、法規においても、電波法及び第3章に定める当該関連部分について、5時間程度の追加が必要である。</p> <p>3 別添2関係 終了試験の実施方法 無線工学は25問・2時間に、法規は30問・2時間半とするのが適当である。 (理由) 講習は国家試験と同等とされているのであれば、講習終了試験で問う内容(出題範囲)と問題数、所要時間は国家試験と比べ大きな乖離があってはならず、同等とすべきである。したがって、出題範囲、問題数、所要時間は国家試験に準拠し、整合が取れた形で見直すことが適当である。</p> <p>4 別添5関係 実施要領 無線工学の電波障害の欄をTVI, BCI, アンプI及びそれらの調査及びその対策、並びに電波防護指針の評価、対応、人体・物件への安全の確保に修正するのが適当である。 (理由)上記1 別添1関係と同様の趣旨である。</p> | <p>無線従事者規則第33条第1項の規定は、認定講習課程についてのものであり、養成課程とは異なる制度であって、本件意見募集の対象外です。 その他の御意見への回答については、No.33からNo.35の考え方のとおりですので、御参照願います。</p> |

| No. | 提出された意見 | 総務省の考え方 |
|-----|--|---|
| 39 | <p>電波法関係審査基準の案の「授業時間の軽減の基準」において、資格要件で、三アマの場合と、一海・二海・四海・航空・一陸・二陸・四アマの場合と、二つのパターンが示されています。無線工学の軽減時間が、前者の場合6時間までなのに対し、後者の場合は4時間までとなっております。三アマが他資格より軽減時間で優越しているのは、各資格におけるアマチュア無線の操作の範囲から査定しているのではないかと推測できます。</p> <p>ところが無線従事者規則第五条をよく確認すると、無線工学に関する試験科目について難易度は、二アマ・四海・航空については基礎を要求しているのに対し、三アマ・四アマは初歩、二海は概要、一海・二陸は条件なし、一陸は詳細を求めています。また、無線従事者規則別表第七号の改正案において、無線工学の講師の要件に一陸・二陸が挙げられているのを勘案すると国が示している案に合理性が欠けるよう見えます。</p> <p>今回の改正は、二アマの養成課程に執着しているため、各無線従事者資格の均衡がさらに悪くなってしまうように見えてしまいます。二アマの養成課程に限定せず、無線従事者規則、および関連する決めごとの合理性に欠ける部分を併せて改正す絶好の契機です。合理性があった方が、お金を出しやすい、つまり経済効果が上がるのではないかと思います</p> | <p>アマチュア無線技士以外の資格のうちアマチュア無線局の無線設備を操作できる範囲は、電波法施行令第3条第5項に規定されております。そのため第四級アマチュア無線技士の操作の範囲に属する操作が認められた資格を有する者が第三級アマチュア無線技士の養成課程を受講する場合には、第四級アマチュア無線技士の資格を有する者が軽減される時間数と同じ時間分を軽減できることにしております。</p> <p>今般、第二級アマチュア無線技士の養成課程を制度化するに当たって、第四級アマチュア無線技士の操作範囲に属する操作が認められた資格を有する者については、上記と同様に第四級アマチュア無線技士の資格を有する者が軽減される時間数と同じ時間数を軽減できることにしたものです。</p> |
| 40 | <p>●絶対に反対です</p> <p>理由：入門者の為の講習会制度にはそれなりの理解を感じますが、制度の実行方法、内容には多くの疑義があります。</p> <p>①試験内容の事前漏えい(私は以前に講習会の補助を行った際に呆れた内容でした)</p> <p>②加減乗除すらできない者が資格を取得している(出来る制度)では入門レベルで十分</p> <p>③14Mhzとかの国際的な周波数、電力、電波形式に対する講習会制度の意義は何か不明</p> <p>④全てが安易に取得でさせるのであれば、第一級アマチュア無線技士にも拡大すべきである</p> <p>⑤第一級アマチュア無線技士だけを除外する理由を明確にすべき(第二級アマチュア無線技士を講習会制度にする理由も明確ではない)</p> <p>⑥実力の伴わない資格制度であれば、全廃すべきです</p> | <p>①及び②については、No.13からNo.29及びNo.36の考え方のおりですので、御参照願います。</p> <p>③については、第二級アマチュア無線技士の資格取得を希望する者のため、その機会を拡大することを目的としております。</p> <p>④及び⑤については、第一級アマチュア無線技士は第二級アマチュア無線技士よりも難易度が高くなることから、上級アマチュア無線技士には養成課程がなかったことなども勘案し、第二級アマチュア無線技士の養成課程の運用状況を踏まえた上での今後の検討課題と考えます。</p> <p>⑥については、養成課程は告示により国家試験に合格する十分な知識及び能力を養うことを目標として規定されており、国家試験と同等です。</p> |
| 41 | <p>詭弁はやめましょう</p> <p>免許を売りたいなら第二級アマチュア無線技士XX円として無試験で売ってください。</p> <p>養成講習会で予め分かっている少数の終了試験問題の答えだけ教えているので教育なんてなにもできていません。</p> <p>終了試験をCBT以外で実施するのであれば免許を売ること無駄な講習や終了試験に掛かる費用を削減できます。</p> | <p>講習会に関する意見については、No.13からNo.29の考え方のおりですので、御参照願います。</p> |